

Introduction

みなさん、こんにちは、ハピです。みなさんの資産形成を考える上で必要となる金融・経済用語を基礎からご紹介します。妹のハナと一緒にゆっくり勉強していきましょう！



ハピ

世界初の犬のファンド・マネジャー、「ワンド・マネジャー」として働く金融のエキスパート。すべてのお客様にハッピーをお届けするため、世界中を駆け回ります！



ハナ

お金や経済のことはサッパリわからないけど、兄のハピにはめっぽう強気。つみたてNISAが始まったことを知って、「自分もチャレンジしたい」とやる気MAXです！



中央銀行 Part4

興味を持って調べてみたの。金融政策には『伝統的金融政策』と『非伝統的金融政策』があるんでしょ。



その通りだよ！
ではここで問題。伝統的と非伝統的の例をそれぞれ挙げてみよう！

そう来ると思ってちゃんと勉強していたの！伝統的は政策金利の変更、非伝統的は量的緩和って言われるものよね。



詳しく解説する
ワン！

伝統的/非伝統的金融政策

1 伝統的金融政策と非伝統的金融政策

金融政策には『伝統的』と『非伝統的』の2種類があると一般的に言われているよ。

◆ 伝統的金融政策

- ✓ 一般的に、政策金利をコントロールすることを伝統的金融政策と言うよ。
- ✓ 景気が悪い時には政策金利を引き下げ経済活動を刺激し、一方で景気が過熱している時には政策金利を引き上げ経済活動にブレーキをかけることで、経済が安定することを目指すよ。

◆ 非伝統的金融政策

- ✓ 政策金利が事実上0%に達した上で、さらに金融緩和の効果を強めたい時に行われる政策を、非伝統的金融政策と言うよ。
- ✓ 具体的には、資産の買入等といった量的金融緩和策等があるよ。

2 非伝統的金融政策の実施状況

- 🐾 日本は2001年3月に操作目標を日本銀行当座預金残高とする「量的緩和策」を導入したよ。Lesson58でも説明したとおり、現在、REITやETFの買入れ等を行うことで非伝統的金融政策を継続しているよ。
- 🐾 米国はリーマンショックに端を発した景気悪化を受け、2008年11月にQE1（量的金融緩和策第1弾）を実施したよ。その後、2010年11月にはQE2が、2012年9月にはQE3が実施されたよ。

ちなみにQEとはQuantitative Easing（量的緩和）の略だよ。



ご留意事項

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。したがってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

●投資信託に係る費用について

【お申込みいただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。】

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.78%（税抜3.50%）
- 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限0.5%
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・運用管理費用（信託報酬） 上限2.0304%（税抜1.88%）
- その他費用・・・上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。
投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等でご確認下さい。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ドイツ・アセット・マネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託の運用による損益は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

なお、当社では投資信託の直接の販売は行っておりませんので、実際のお申込みにあたっては、各投資信託取扱いの販売会社にお問合せ下さい。

ドイツ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第359号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、

一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会